平成２８年（フ）第２１０号
香川県高松市木太町1963番地１　県住Ｃ１－408
債務者　石原　敦子（旧姓前川）
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９６号
北九州市小倉北区大門２丁目５番７－401号、住民票上の住所北九州市小倉北区鋳物師町５番22号
債務者　堤　　静香
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５４号
盛岡市南大通３丁目10番13号　ひのき荘３号、旧住所盛岡市三本柳22地割３番地４　音北１－202号
債務者　中田　賢治
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７２号
岡山県津山市大谷329番地１、住民票上の住所岡山県津山市総社1508番地
債務者　東畝　秀人
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第７４号
岡山県津山市総社1508番地
債務者　東畝　育榮
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１９８号
香川県東かがわ市三本松1989番地102
債務者　植木　千春（旧姓斎藤）
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５号
福岡県大牟田市新地町４番地１　コアマンションパークシティ101号
債務者　大野　洋一
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４０号
宮城県石巻市流留字七勺９番地１　市営住宅２－25号
債務者　近江由利子
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第５１８号
千葉県我孫子市中峠台11番地の２（103号）クリスタルハイツ中峠台
債務者　菊地　里子
１　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２６号
千葉県松戸市新作134番地の５　プロムナード北松戸２－508
債務者　竹島　　秀
１　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５４４号
千葉県松戸市五香西１丁目７番地の１　サンマンションアトレ松戸五香211号
債務者　綱川　好美
１　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５４２号
仙台市泉区松森字前田15番地の10　キャッスル松森Ｂ－202
債務者　佐々木　満
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
茨城県日立市十王町城の丘３丁目６番地13
債務者　棚邉　　悟
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第８３３号
千葉県市川市柏井町２丁目1302番地１（メイプルレジデンス203号）
債務者　吉田　　侑
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４１号
千葉県市川市富浜３丁目13番22－401号（シャルム富浜）
債務者　遠藤　雄介
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４４号
千葉市中央区松ケ丘町444番地11　山口マンション302号
債務者　山田　結麻
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係